

中間案



※数値・目標及び一部検討中の内容については、令和元年度の値も含めて今後推計・検討等を行いますので、中間案では具体的な数値・目標等の書き込みは行っていません。

※関連統計資料や解説等については、別途「資料編」を作成し、詳細な書き込みを行う予定です。

2021～2030

亀山市

環境をどのように捉えるか

環境基本計画についての考え方

「このまま気温が上がったら、いつもクーラーをつけていないといけなくなるけど、クーラーをつけたら、また電気を使うことになって、もっと気温が上がるよね？このままだと、地球に住めなくなるんじゃないの？」

子ども達からこんな問いかけを受けた。この問いに対する答えを我々はもっているのだろうか。

環境問題は、人間の活動に起因している。人類社会がより発展するための社会活動、一層の豊かさをもとめる経済活動が自然に対して負荷をかける。

一方、よりよい社会、経済を実現するための活動を続け、人類社会の発展を実現していくことも人類社会にとって大切なことである。

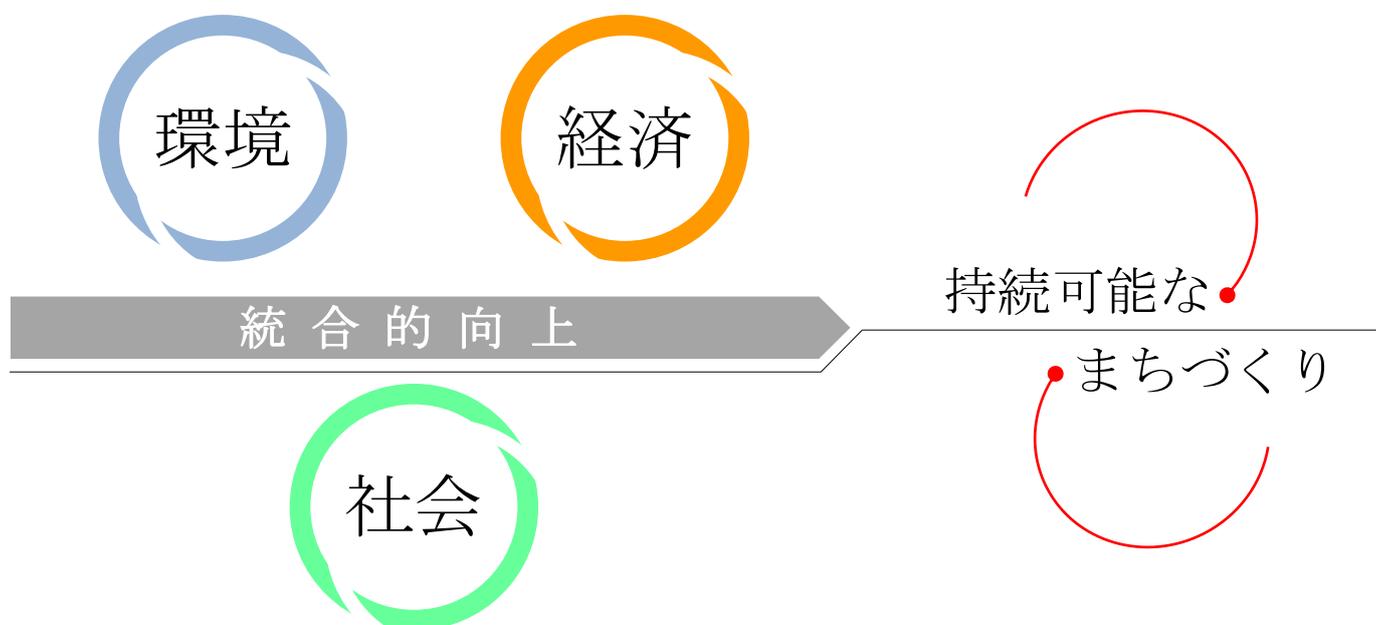
したがって、環境に関する問題・経済に関する問題・社会に関する問題は、それぞれ切り離して考えることはできない。

環境・経済・社会を分けて考えるのではなく、統合的に捉え、諸課題の解決に取り組んでいく必要がある。

こうした考え方は、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中核となる「SDGs（エスディージーズ・持続可能な開発目標）」においても示されている。

最初の問いに対して人類が持つ答えの1つが、環境だけではない・経済だけ

ではない・社会だけではない「SDGsの17の目標」を実現していくことではないだろうか。



※SDGsについて詳しくはP-38をご覧ください。

SDG s + SMILE

亀山-環境版 SDG s

+SMILE

SDG s の目標はどれも大切で重要ですが、それぞれの目標の折り合いをつけながらどの目標も達成していこう、と考えれば考えるほど、複雑に絡み合うそれぞれの目標の関係が見えてきて、少し苦しくなってきます。

そんな時は、これらの目標の先にあるみんなの笑顔思い浮かべよう、そんな思いから、また、住み続けられる持続可能な（Sustainable）まちづくりの道しるべ

（M I L Estone）となるよう、亀山市ではSDG s の目標に「笑顔をみんなに」をプラスして取り組んでいきます。



目次

第 1 章 亀山市環境基本計画について	8
1 本市の自然的経済的社会的条件・状況	9
2 背景と趣旨	12
3 位置付け	14
4 期間と見直し	16
第 2 章 基本構想	18
1 目指す環境の姿	19
2 目指す環境の姿の実現に向けて	21
第 3 章 取り組み方針	26
1 「共生」：人と自然の共生	27
2 「快適」：快適な生活環境の創造	29
3 「循環」：循環型社会の構築	31
4 「低炭素」：低炭素社会の構築	33
5 「参画・協働」：参画と協働による推進	35

第4章 計画の推進 4 2

- 1 推進体制 4 3
- 2 進行管理 4 3

第5章 「共生」：人と自然の共生 4 6

亀山市生物多様性地域戦略

- 1 「共生」：人と自然の共生について 4 7
- 2 取り組み方針に係る目標と施策
 - 「知る・感じる」 生物多様性について学ぶ・認識する。 4 9
 - 「守る・創る」 生物多様性を保全・創造する。 5 1
 - 「受け取る」 生物多様性の恵みを享受する。 5 4

第6章 「快適」：快適な生活環境の創造 5 6

亀山市一般廃棄物処理基本計画（生活排水処理基本計画）

- 1 「快適」：快適な生活環境の創造について 5 7
- 2 取り組み方針に係る目標と施策
 - 「美しいまちをつくる」 まちの美観を維持・向上する。 6 0
 - 「環境と経済の調和を図る」
 - 環境に配慮した事業活動を促進する。 6 2
 - 「きれいな水を守る」 生活排水対策を推進する。 6 4

第 7 章 「循環」：循環型社会の構築 6 6

亀山市一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）

- | | |
|-----------------------------|-----|
| 1 「循環」：循環型社会の構築について | 6 7 |
| 2 取り組み方針に係る目標と施策 | |
| 「減らす」 ごみの量を減らす。 | 7 6 |
| 「再使用する」 繰り返し使う。 | 7 8 |
| 「再利用する」 資源として再び利用する。 | 8 0 |
| 「適正に処理する」 適正にごみを集めて処理する。 | 8 2 |

第 8 章 「低炭素」：低炭素社会の構築 8 6

亀山市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

亀山市地域気候変動適応計画

- | | |
|---------------------------------|-----|
| 1 「低炭素」：低炭素社会の構築について | 8 7 |
| 2 取り組み方針に係る目標と施策 | |
| 「減らす」 | |
| 温室効果ガス（二酸化炭素）の排出量を減らす。 | 8 9 |
| 「再生可能エネルギーを活用する」 | |
| 再生可能エネルギーの導入を促進する。 | 9 2 |
| 「適応する」 気候変動の影響による被害を回避・軽減する。 | 9 4 |

第 9 章 「参画・協働」：参画と協働による推進 9 6

- 1 「参画・協働」：参画と協働による推進について 9 7
- 2 取り組み方針に係る目標と施策
 - 「学ぶ」 環境教育・環境学習を推進する。 9 8
 - 「みんなで進める」 関係者が協働して取り組む。 1 0 0

第

1

章

亀山市環境基本計画について

第1章 亀山市環境基本計画について

本章では、計画の前提となる本市の自然的経済的社会的条件・状況並びに計画に関する基本的な事項である、計画の背景と趣旨、位置付け及び期間と見直しについて記載しています。

1 本市の自然的経済的社会的条件・状況

豊かな自然

身近にある歴史文化

交通の要衝としての経済発展

本市は、三重県の中北部に位置し、県内の主要都市である津市や四日市市、鈴鹿市からは20km圏内に、名古屋市から約50km、大阪から約100kmに位置しています。

本市の北西部には、標高500mから900m前後の鈴鹿の山々が南北に走り、そこから東方面にかけては、傾斜面の丘陵地や台地が形成され、伊勢平野へと続いています。本地域中央部には、加太川や安楽川を支流とする鈴鹿川と中ノ川が東西に流れ、伊勢湾へと注いでいます。

本市の2013年（平成25年）の年間平均気温は15.2℃、冬季（2014年（平成26年）1月）の平均気温は4.0℃と温暖で暮らしやすい気候となっています（気象庁気象統計情報より）。

本市の歴史は古く、古代、鈴鹿の関は、越前の愛発、美濃の不破とともに日本三関と呼ばれ、都と東国を結ぶ交通の要衝として栄えてきました。

江戸時代に入ると、亀山宿、関宿、坂下宿は東海道の宿場町としてにぎわいました。中でも関宿は、西の追分で鈴鹿峠越えの東海道と加太越えの大和・伊賀街道が、東の追分で東海道と伊勢別街道が、それぞれ分岐していたため、参勤交代や伊勢参りなど、多くの人やものが行き交いました。また、亀山宿では、亀山城を中心としたまちが形成されたことから、城下町特有のまちとなり、現在の中心市街地の基礎となっています。

明治時代の中頃には、関西鉄道（現関西本線）と参宮鉄道（現紀勢本線）が相次いで開通し国有化されたことから、亀山は両線が分岐する鉄道のまちとして発展してきました。

また、道路については東海道が国道1号として整備されましたが、東海道新幹線や名神高速道路など第一国土軸が整備されたため、国土の主軸から外れ、緩やかな成長を遂げるにとどまってきました。

しかし、東名阪自動車道、近畿自動車道伊勢線が整備されてからは、名阪国道や国道1号とも結節して、企業が立地し内陸産業都市として発展してきました。

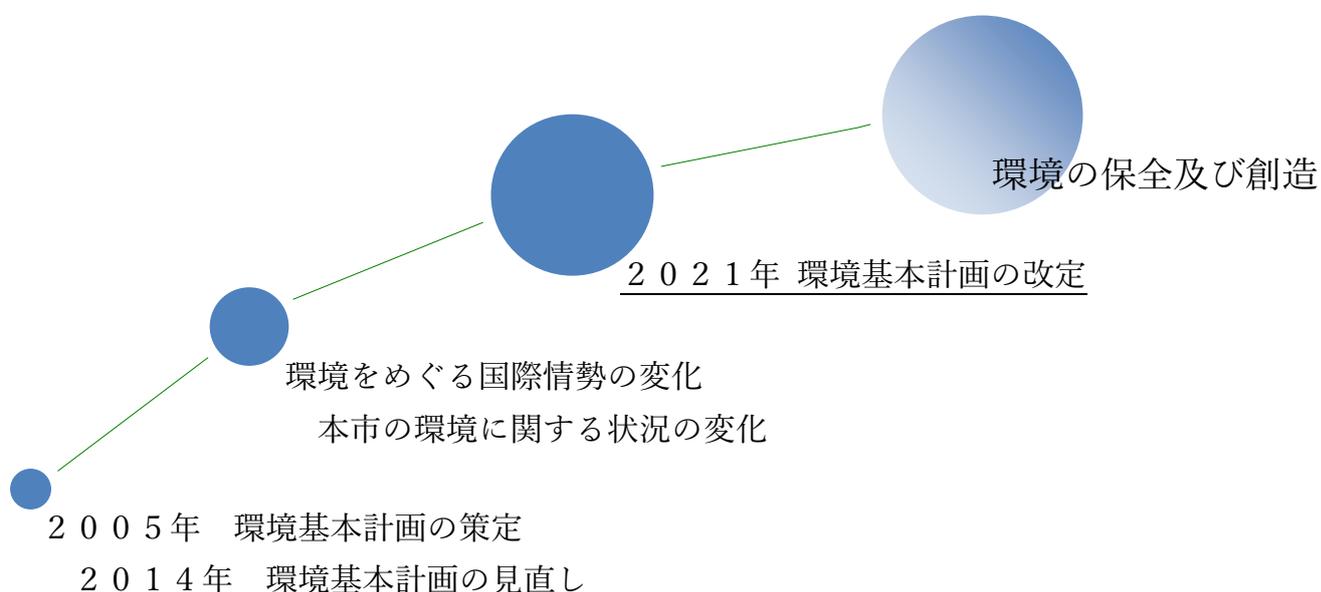
このように、本市はそれぞれの時代を通して交通の結節点としての役割を担ってきました。今後はさらに、事業が推進されている新名神高速道路、また、リニア中央新幹線構想による県内駅誘致など更なる結節点としての飛躍が期待できます。

本市においては、1970年（昭和45年）以降は人口増加が続き、特に2

000年（平成12年）以降はそのペースが加速しました。国が2008年（平成20年）、県が2009年（平成21年）にそれぞれ人口のピークを迎える中、亀山市では2010年（平成22年）時点でも人口増加が続いていました。

こうした人口増加傾向にあった2005年（平成17年）と2010年（平成22年）の国勢調査結果を基に社人研が算定した亀山市の将来推計人口においてすら、出生率の低迷などの要因から、2020年（平成32年）をピークに総人口は減少に転じ、2060年（令和42年）の人口は46,000人を割り込む予想となっています。

2 背景と趣旨



亀山市では、亀山市環境基本条例に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、2005年（平成17年）3月に「亀山市環境基本計画」を策定しました。

その後、めまぐるしく変化する環境問題に柔軟に対応すべく、2014年（平成26年）3月にこの基本計画を見直し、「幸せをつなぐ環境のまち ふるさと 亀山」を目指し、「参画・教育」「共生」「安心」「循環」「低炭素」の5つの基本目標に基づき、各種施策に取り組んできました。

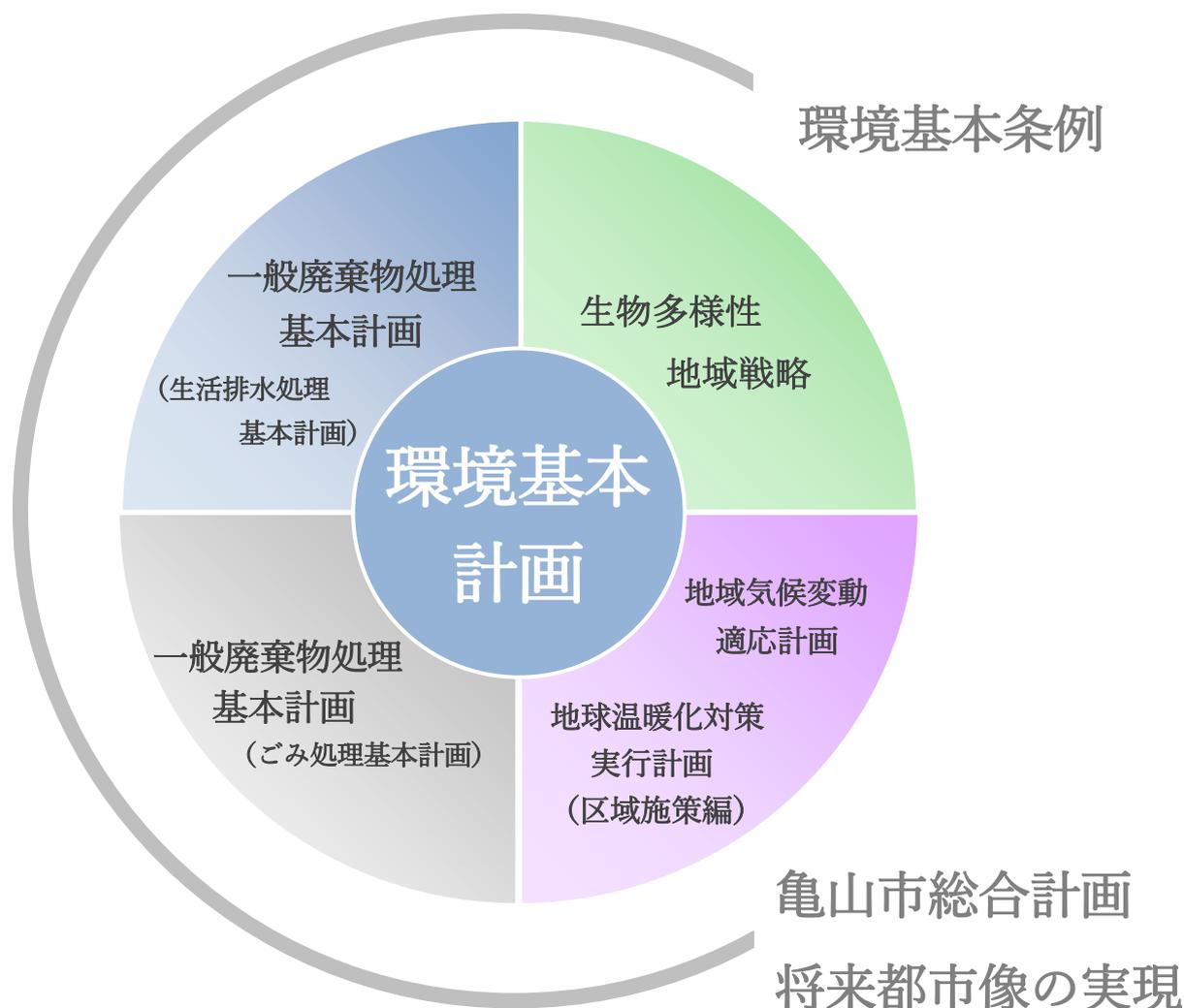
この間、地球規模の環境の危機を反映し、2015年（平成27年）には持続可能な開発目標（SDGs）を掲げる「持続可能な開発のための2030アジェンダ」や「パリ協定」の採択など、環境に関する国際的に大きな動きがありました。

我が国においても、2018年（平成30年）に「第5次環境基本計画」が

閣議決定され、持続可能な社会の構築に向けた基本的な方向性が明らかにされました。

こうした動きに対応するとともに、本市の環境に関する状況の変化を踏まえ、本市における環境の保全及び創造を一層推進するために必要な見直しを行い、本計画を改定します。

3 位置付け



本計画は、亀山市環境基本条例（以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、本市における環境の保全及び創造に関する目標、施策の方向及び配慮の方針その他環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を定めるものであり、環境基本計画を中心に、環境関連の個別計画が相互に関係しながら、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。

また、これまでは環境に関連する個別計画である「亀山市地球温暖化防止対策実行計画【区域施策編】」「亀山市一般廃棄物処理基本計画」をそれぞれ策定していましたが、条例の趣旨を踏まえ、これらの個別計画に加え、現在生じており、また将来予測される気候変動の影響による被害の防止・軽減を図るための「亀山市地域気候変動適応計画」及び多種多様な生き物の保全及び持続可能な利用を図り、人と共生していくための「亀山市生物多様性地域戦略」を本計画に内包することとします。

なお、多様な側面を持つ環境の保全及び創造のためには、相互に関連し合う分野横断的な取り組みが不可欠であることから、本市における各分野別計画との連携・相互補完を図りつつ、亀山市総合計画における将来都市像の実現を目指します。

また、環境基本法及び同法に基づく国の環境基本計画並びに三重県環境基本条例及び同条例に基づく三重県環境基本計画その他の趣旨を尊重し、改定及び取り組みを進めていきます。

4 期間と見直し

2021年度（令和3年度） — 計画初年度

▽

▽

▽

▽ 2025年度（令和7年度） — 見直検討

▽

▽

▽

2030年度（令和12年度） — 目標年度

本計画は、2021年度（令和3年度）を初年度とし、第2次亀山市総合計画と同じく2030年度（令和12年度）（10年後）を目標年度とします。

なお、社会情勢の変化や本市の環境に関する状況の変化を踏まえ、5年を目処に見直しを検討します。

第

2

章

基本構想

第2章 基本構想

本章では、計画が目指す環境の姿を定めるとともに、目指す環境の姿を実現するための5つの基本目標を設定しています。

1 目指す環境の姿

幸せをつなぐ環境のまち

ふるさと 亀山

本市では2014年（平成26年）の見直し以降、「幸せをつなぐ環境のまち ふるさと亀山」を目指し、各種施策に取り組んできました。

この目指す環境の姿は、本市が長期的に実現すべきまちの姿を現したものであり、今後も継続して取り組みを続ける必要があることから、今回の改定においても引き続き「幸せをつなぐ環境のまち ふるさと亀山」を目指す環境の姿とします。

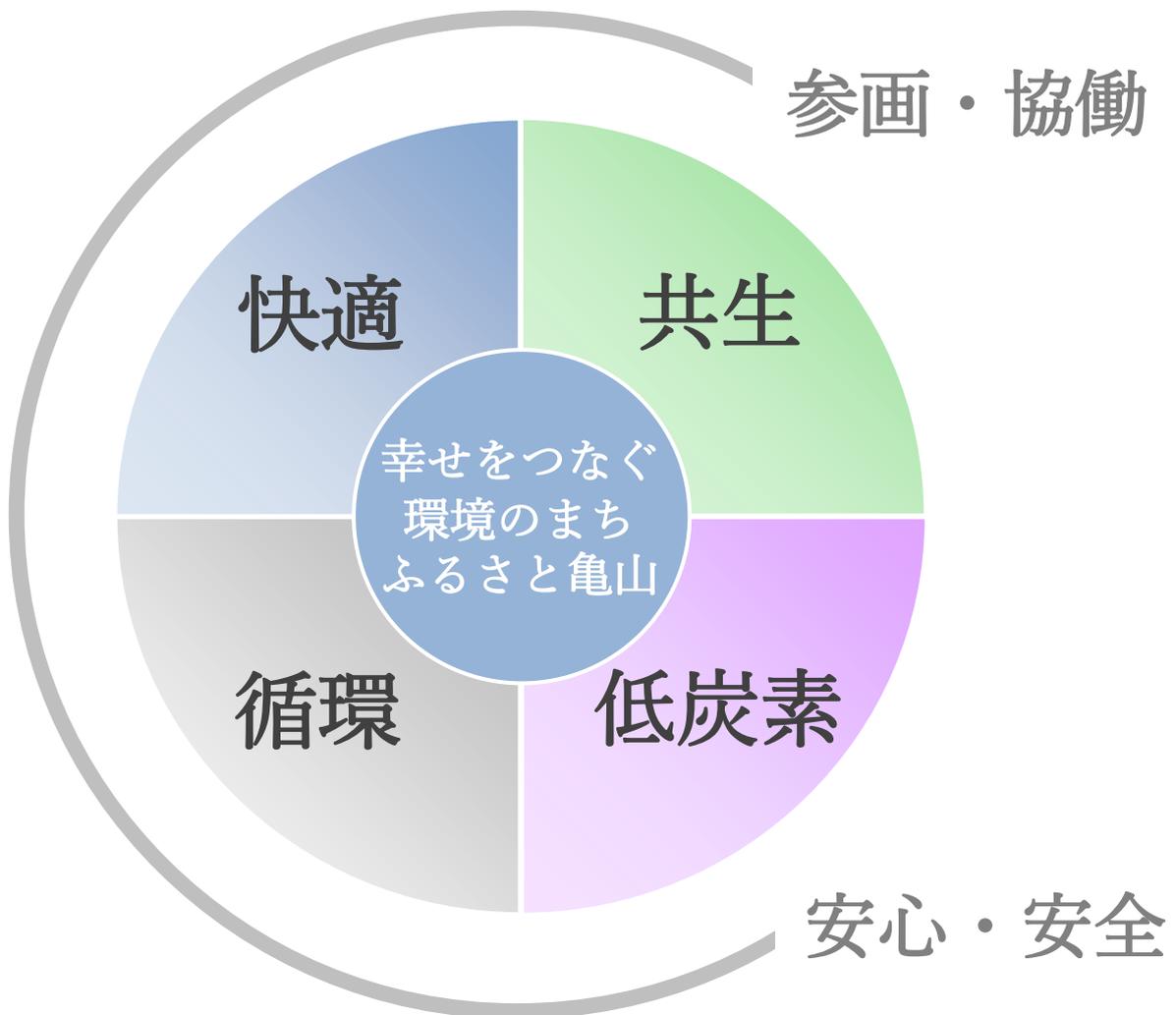
なお、この目指す環境の姿において、「幸せ」とは、日々の生活において安心・安全が確保され、質の高い生活を送れることで、暮らしに満足感が得られた状態を指します。

この幸せを、人と自然が調和した心安らぐまちにおいて、世代、性別を問わず、市民みんなでつながり将来へつなげていくことが、本市に住み続けるすべての市民が自慢できる、心のよりどころ「ふるさと亀山」を実現することにつ

なおります。

そこで、その実現のため、「幸せ」の基礎となる、豊かな自然や生活環境の更なる充実を図り、自然の恵みと共生した持続可能な「幸せをつなぐ環境のまち」を創り上げます。

2 目指す環境の姿の実現に向けて



目指す環境の姿「幸せをつなぐ環境のまち ふるさと亀山」を実現するため、環境に関して「共生」「快適」「循環」「低炭素」の4つの基本目標を設定するとともに、そのための取り組みを「参画・協働」により進めていきます。

また、これらの基本目標の達成に向けた取り組みを進めることにより、めざす環境の姿に係る日々の生活における「安心・安全」の確保に繋げていきます。

(1) 自然環境に関する基本目標

「共生」：人と自然の共生

豊かな自然を将来に渡って良好な状態で受け継いでいくとともに、多種多様な生き物の保全及び持続可能な利用を図り、人と自然の共生を目指します。

(2) 生活環境に関する基本目標

「快適」：快適な生活環境の創造

清潔で美しいまちづくりを推進するとともに、豊かな自然や歴史文化が息づく美しく魅力ある景観の保全・創出を図ります。

また、日常生活や事業活動による環境負荷の低減や適切な生活排水処理の促進を図り、快適な生活環境の創造を目指します。

(3) 資源の活用に関する基本目標

「循環」：循環型社会の構築

ごみの減量・再使用・再生利用を推進するとともに、ごみの適正処理の促進を図り、限りある資源が有効に活用される循環型社会の構築を目指します。

(4) 地球温暖化対策に関する基本目標

「低炭素」：低炭素社会の構築

省資源・省エネルギー活動を推進するとともに、再生可能エネルギーの導入を促進することにより二酸化炭素の排出抑制を図り、低炭素社会の構築を目指します。加えて、2050年（令和32年）までに二酸化炭素の排出を実質ゼロにすることを目指した基盤づくりを進めます。

また、現在生じており、また将来予測される気候変動の影響による被害の防止・軽減を図ります。

(5) 取り組み方法に関する基本目標

「参画・協働」：参画と協働による推進

基本目標の達成に向けた取り組みを、市民・事業者・市その他の関係者の参画と協働によって進めることによって、目指す環境の姿の実現を図ります。

第

3

章

取り組み方針

第3章 取り組み方針

本章では、各基本目標に係る現状と課題を整理するとともに、それらを踏まえた取り組み方針を定めています。

1 「共生」：人と自然の共生

(1) 「共生」に関する現状

本市の西部には、鈴鹿山系から布引山系に続く標高500mから900m前後の山々が南北に走り、そこから東に向けて丘陵地などが形成され、伊勢平野へと続いています。また、中央部には、加太川や安楽川を支流とする鈴鹿川や中ノ川が東西に流れ、伊勢湾に注いでいます。

こうした山と川に恵まれた本市は、森林・農地・池沼等の面積が市域の半分以上を占め、希少種も含めた多様な動植物等によって、それぞれの地域で固有の生態系が形成されるとともに、災害の防止、自然や生き物とのふれあいなどその恩恵を享受しています。

一方、開発行為などによる森林等の減少、高齢化や担い手不足等による身近な里山や農地の荒廃、獣害被害の深刻化や外来生物の影響の拡大など、自然環境の悪化も進行しつつあります。

また、私たちに多くの恵みをもたらす生物多様性（多様な生き物が様々な環境で繋がりを持って生息している状態）については、それが失われつつある状況やその重要性が十分に認識されているとはいえない状況です。

(2) 「共生」に関する課題

- ①生物多様性については、広く一般的には知られていませんが、生物多様性を
守るためには、まず、生物多様性とは何か、地域の生物多様性はこういった
状況かを知る必要があります。
- ②地域の生物多様性の状況にあわせた方法で、生物多様性を保全するとともに、
よりよい生物多様性の状況を創造する必要があります。
- ③酸素や食べ物の供給、災害の防止、自然や生き物とのふれあいなど、多種多
様な恵みを持続的に受け取ることが出来るようにする必要があります。



取り組み方針

「知る・感じる」(生物多様性について学ぶ・認識する。)

「守る・創る」(生物多様性を保全・創造する。)

「受け取る」(生物多様性の恵みを享受する。)

2 「快適」：快適な生活環境の創造

(1) 「快適」に関する現状

本市では、亀山市景観計画を定め、歴史や自然などの優れた景観を保全するとともに、道路ふれあい月間の実施、亀山市地区衛生組織連合会と連携した市内一斉清掃・クリーン作戦の実施や市民等のボランティアによる環境美化活動の支援など、市内における環境美化の取り組みを進めています。

また、市内各地の環境測定を継続して実施し、環境に関する現状を把握するとともに、事業所との環境保全協定の締結を進めるなど、公害等の防止に努めています。

生活排水処理については、公共下水道の整備・農業集落排水処理施設の維持管理及び更新・合併処理浄化槽の普及促進を図るとともに、し尿処理施設の適正な運営管理を行っています。

一方、空き缶や吸い殻等の投棄は依然なくなっておらず、ふん害、空き地や空き家の雑草管理などへの対応を求める声が大きくなっています。

また、事業活動が環境に与える影響は大きく、事業者による環境配慮の取り組みへの関心が高まるとともに、公害苦情件数も増加傾向にあります。

市内の主要河川については、定期的に行っている水質調査の結果によると、概ね良好な状態に保たれています。

(2) 「快適」に関する課題

- ①空き缶や吸い殻等の投棄を防止するとともに、空き地の雑草管理やふん害への取り組みを行う等、まちの美観の維持・向上を図る必要があります。
- ②事業活動が環境に与える影響は大きく、また、事業者の環境保全活動に対する社会的な期待が高まるなか、事業者による環境配慮の取り組みを促進する必要があります。
- ③市内の主要河川の水質は概ね良好な状況であり、それらの源流域に位置する本市においては、今後も継続して良好な水質を維持していく必要があります。



取り組み方針

「美しいまちをつくる」(まちの美観を維持・向上する。)

「環境と経済の調和を図る」(環境に配慮した事業活動を促進する。)

「きれいな水を守る」(生活排水対策を推進する。)

3 「循環」：循環型社会の構築

(1) 「循環」に関する現状

本市では、一般廃棄物処理施設で発生した溶融飛灰（ごみを溶融処理する際に、集塵機により補足されたダスト）の山元還元（ごみの溶融処理によって発生する溶融飛灰から、非鉄金属を回収して再利用すること）による全量再資源化に取り組むことで、最終処分量ゼロを達成し、環境負荷の少ないごみ処理を推進してきました。

また、ごみの資源化率も溶融飛灰の山元還元や刈り草の堆肥化などにより全国平均よりも高い水準にあります。

一方、1人1日あたりのごみの排出量は、平成30年度において増加傾向から減少に転じていますが、全国や三重県の平均を上回っています。

また、ごみの不法投棄は依然なくなっておらず、ごみの資源化率も低下傾向であり、更なる取り組みが求められます。

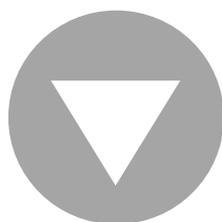
(2) 「循環」に関する課題

①ごみを減らすためには、ものを大切に使い、むだなごみの量を減らす必要があります。

②一度使ったものを繰り返し使うことで、ごみになるものの量を減らす必要があります。

③ごみを資源として再び利用することで、有効利用を図る必要があります。

- ④ごみを安全かつ適正に収集・運搬するとともに、安全・安心・安定したごみの適正処理を継続する必要があります。
-



取り組み方針

「減らす」(ごみの量を減らす。)

「再使用する」(繰り返し使う。)

「再利用する」(資源として再び利用する。)

「適正に処理する」(適正にごみを集めて処理する。)

4 「低炭素」：低炭素社会の構築

(1) 「低炭素」に関する現状

2015年（平成27年）12月にフランス・パリで開催された第21回国連気候変動枠組条約締結国会議（COP21）において、地球温暖化対策の新たな国際的枠組みである「パリ協定」が合意に至りました。

パリ協定においては、産業革命以降の世界の平均気温上昇を2℃よりも十分下方に抑えるとの目的及び1.5℃に抑える努力の追求などが目標として設定されました。

また、国内においても脱炭素社会に向けて、「2050年（令和32年）二酸化炭素排出実質ゼロ」に取り組むことを表明する地方公共団体が増えつつあります。

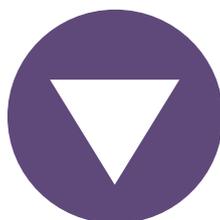
こうした取り組みの一方、地球温暖化の影響は、猛暑や災害といったかたちで、身近に感じられるようになっており、これら気候変動の影響への適応が必要となっています。

本市においても低炭素社会（二酸化炭素の排出が少ない社会）の実現に向け「亀山市地球温暖化防止対策実行計画【区域施策編】」に基づく取り組みを進めてきました。

こうした温室効果ガス（二酸化炭素）の排出量の削減による地球温暖化の緩和の取り組みと地球温暖化による気候変動の影響への適応の取り組みは、今後も途切れることなく続けていく必要があります。

(2) 「低炭素」に関する課題

- ①地球温暖化を緩やかにするためには、温室効果ガス（二酸化炭素）の排出量をできるだけ早く減らす必要があります。
- ②資源が枯渇せず、発電時に温室効果ガスをほとんど排出しない、再生可能エネルギーの導入を促進する必要があります。
- ③地球温暖化に伴う自然災害や生態系、健康などへの影響に対応していく必要があります。



取り組み方針

「減らす」（温室効果ガス（二酸化炭素）の排出量を減らす。）

「再生可能エネルギーを活用する」（再生可能エネルギーの導入を促進する。）

「適応する」（気候変動の影響による被害を回避・軽減する。）

5 「参画・協働」：参画と協働による推進

(1) 「参画・協働」に関する現状

本市では、小学校・幼稚園・保育園における体験学習の取り組みを行う「環境デー」等を設けるとともに、中央公民館における環境をテーマとした講座の開講をとおり、地域で活躍できる環境人材の育成を行っています。

また、環境の保全及び創造に関する基本的事項や、ごみの減量等についての審議等を市民、行政、事業者、学識経験者等、多様な主体により構成される亀山市環境審議会及び亀山市廃棄物減量等推進審議会において行っています。

今後は、こうした取り組みに加え、より多くの人に環境に関して知ってもらい、参画と協働による取り組みの更なる発展を図る必要があります。

(2) 「参画・協働」に関する課題

①環境に関する取り組みを進めるためには、環境に関して学び、知る機会を確保していく必要があります。

②一人ひとりが主体的に考え行動することはもちろん、いろいろな立場の人たちが力をあわせて、環境への取り組みを進めていく必要があります。



取り組み方針

「学ぶ」（環境教育・環境学習を推進する。）

「みんなで進める」（関係者が協働して取り組む。）

共生

「知る・感じる」
「守る・創る」
「受け取る」

快適

「美しいまちをつくる」
「環境と経済の調和を図る」
「きれいな水を守る」

循環

「減らす」
「再使用する」
「再利用する」
「適正に処理する」

低炭素

「減らす」
「再生可能エネルギーを活用する」
「適応する」

参画 協働

「学ぶ」
「みんなを進める」

SDGs

ー世界を大きく変える道しるべ

SDGs（エスディージーズ・持続可能な開発目標）は、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2016年から2030年までの国際目標です。

SDGsは、持続可能な世界を実現するための17のゴールと169のターゲットから構成されており、「地球上の誰一人として取り残さない」ことを基本理念としています。





本市においても、SDGsの趣旨を尊重し、SDGsの包括的な達成に向け

た取り組みを推進していきます。

17 パートナーシップで
目標を達成しよう



パートナーシップで目標を達成しよう

経済に関する目標



社会に関する目標



環境に関する目標



第

4

章

計画の推進

第4章 計画の推進

目指す環境の姿「幸せをつなぐ環境のまち ふるさと亀山」の実現に向けてこの計画に基づく取り組みを進めるための、推進体制及び進行管理の方法について定めています。

1 推進体制

目指す環境の姿の実現のためには、施策や事業を着実に実施するとともに、常に関係者の意見を聞き、より効率的・効果的な施策や事業の実施につなげていく必要があります。そのための体制は次のとおりとします。

(1) 庁内体制

関係部署との緊密な連携と調整のもと、PDCAサイクルに基づく進行管理を行うことによって継続的に取り組みを推進します。

(2) 亀山市環境審議会及び亀山市廃棄物減量等推進審議会

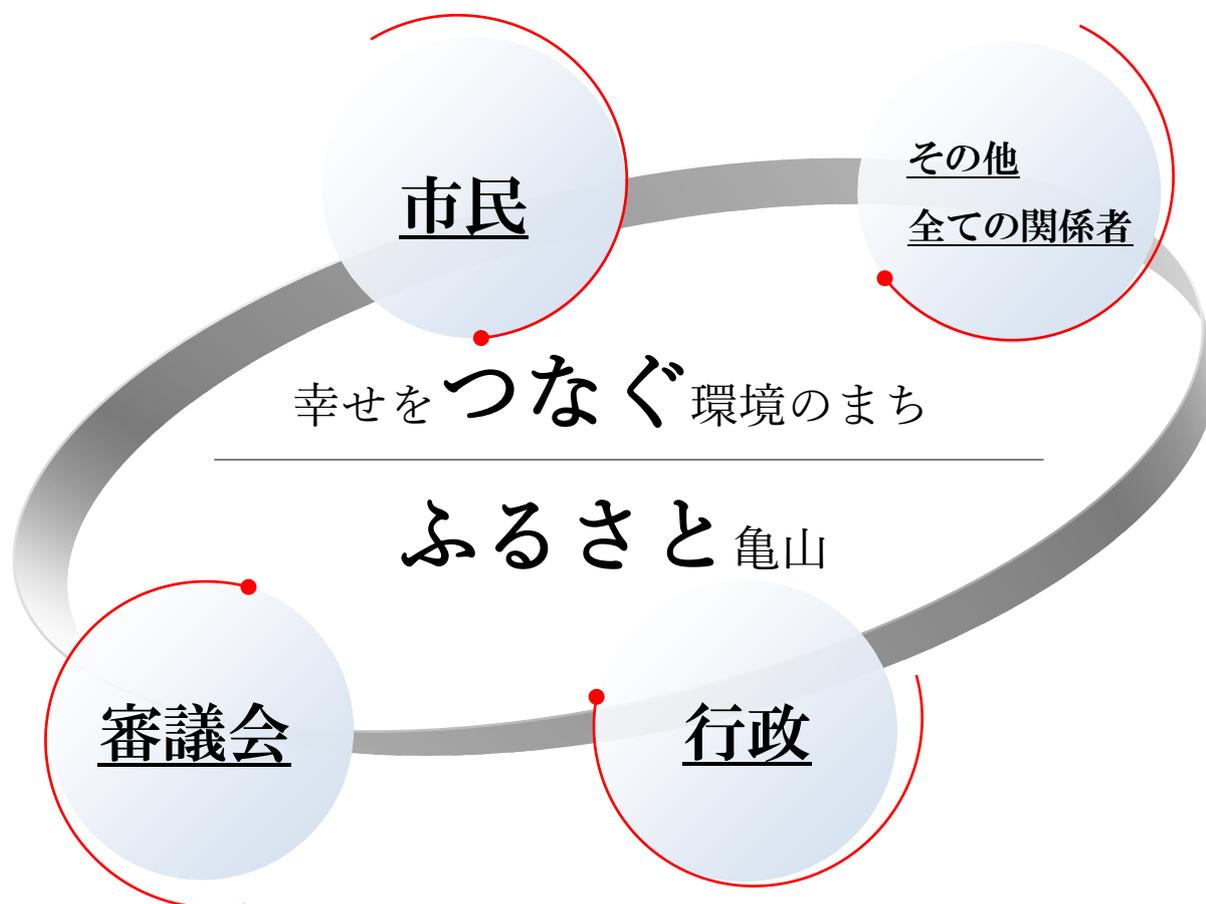
市民、行政、事業者、学識経験者等、多様な主体により構成される亀山市環境審議会及び亀山市廃棄物減量等推進審議会に必要な応じて意見を求め、より効果的な計画の推進を図ります。

(3) 市民等の意見の取り入れ

市民等の意見を随時取り入れるため、会議やイベント等の場において、環境に関する話し合いの機会を設けるよう努めます。

2 進行管理

本計画における施策の達成に資する事業等を整理するとともに、成果指標の達成状況を毎年度確認し、その結果に応じて取り組み方法等を検討することで、着実な計画の推進を図ります。



第

5

章

「共生」：人と自然の共生

亀山市生物多様性地域戦略を含む。



第5章 「共生」：人と自然の共生

(亀山市生物多様性地域戦略を含む。)

呼吸する、食べる、働く、遊ぶ、寝る・・・私たちの暮らしは、私たちを取り巻く自然の中で生まれ、その恩恵を受けて成り立っています。

暮らしの基礎となる食べ物等の供給、気候の調整や自然災害の軽減、伝統・風土・景観等の文化の形成、土壌の形成、酸素の生成、水等の循環などの自然の恵みがなければ、私たちは生活していくことができません。

本章では、こうした恵みをもたらす自然を守り、将来に渡って継続的に利用できるようにするために必要な施策について記載しています。

1 「共生」：人と自然の共生について

(1) 位置付け

亀山市生物多様性地域戦略

生物多様性基本法：第13条

亀山市鈴鹿川等源流域の自然環境と歴史的資源を

守り継ぐ条例：第3条

本章では、基本構想における基本目標『「共生」：人と自然の共生』を達成するための取り組み方針に係る目標と施策を記載しています。

また、本章「共生」、第1章「亀山市環境基本計画について」及び亀山市環境

基本計画（資料編）を併せて、生物多様性基本法第13条の規定に基づく、本市の区域内における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画（亀山市生物多様性地域戦略）として位置付けます。

さらに、本章「2 取り組み方針に係る目標と施策」、「守る・創る」（生物多様性を保全・創造する。）」、施策「3）鈴鹿川等源流域の自然環境と歴史的資源の保全及び活用」を、亀山市鈴鹿川等源流域の自然環境と歴史的資源を守り継ぐ条例第3条の規定に基づく鈴鹿川等源流域の保全等に関する施策を総合的に策定し、計画的に推進するための計画として位置付けます。

（2）対象とする区域

対象とする区域は、亀山市全域とします。

2 取り組み方針に係る目標と施策

「知る・感じる」

生物多様性について学ぶ・認識する。

目 標

成果指標 環境に関するイベント等に参加した人数等

現状値：2019年度（令和 元年度） ●●人

目標値：2025年度（令和 7年度） ●●人

目標値：2030年度（令和12年度） ●●人

施 策

- 1) 生物多様性に関する周知・啓発活動等の実施
- 2) 自然との触れ合いの場と機会の提供
- 3) 市民活動団体等との連携・協働及び育成・支援

施策内容

- 1) 生物多様性に関する周知・啓発活動等の実施
・広報かめやま、ホームページ等に生物多様性に関する情報を掲載するととも

に、各種イベント等において周知・啓発を行います。

- ・専門的な学習機会を提供するとともに、学習の成果を地域に還元し、亀山市民としての誇りを持ち、自ら地域課題解決に取り組む市民を育んでいく新しい学びの場を提供します。

2) 自然との触れ合いの場と機会の提供

- ・亀山市の自然公園である亀山里山公園及び亀山森林公園において、市民が実際に自然に触れることができる場を提供するとともに、自然への理解を深めることができるよう、体験学習の機会を確保します。
- ・亀山市の市民農園である亀山市ふれあい農園における農産物栽培、石水溪や亀山7座その他の市の自然資産を活かした自然との触れ合いの場を提供します。

3) 市民活動団体等との連携・協働及び育成・支援

- ・生物多様性の保全や創造に取り組む市民活動団体等への情報提供を行うとともに、市民活動団体等と連携した取り組みを展開するため、相互の情報共有を図ります。
- ・市民活動団体等と連携・協働した事業を展開するとともに、必要に応じて原材料の支給等、市民活動団体等の活動を支援します。

「守る・創る」

生物多様性を保全・創造する。

目 標

成果指標 市域のみどり率

現状値：2019年度（令和元年度） ●●.●%

目標値：2025年度（令和7年度） ●●.●%

目標値：2030年度（令和12年度） ●●.●%

施 策

- 1) 緑の保全・創出
- 2) 水環境の保全・創出
- 3) 鈴鹿川等源流域の自然環境と歴史的資源の保全及び活用
- 4) 動植物の保護・管理

施策内容

- 1) 緑の保全・創出

・生物多様性の保全に適した自然性の高い森林の保全創出のため、環境林（森林の環境公益の高度発揮を目指す森林）を整備・保全するとともに、針広混交林（林冠が針葉樹と広葉樹の樹冠によって構成された森林）への誘導を図

ります。

- ・農地、水路、ため池、樹林地、草原など多様な自然環境を有し、多くの生きものに貴重な生息生育環境を提供している里地里山を保全します。また、農業生産における農薬・肥料などの適正使用を促進するとともに、環境負荷の少ない環境保全型農業の普及促進を図ります。
- ・公園、緑地その他公共施設の植栽等の適切な維持管理を行います。また、公共工事等においては、生物多様性に配慮した植栽種の選定を推進するとともに、緑の創出を図ります。
- ・自然環境が有する多様な機能（生物の生息の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を活用した、社会資本整備や土地利用等を図ります。
- ・開発行為における一定の緑地の確保を促進し、開発行為における緑化の推進を図ります。

2) 水環境の保全・創出

- ・鈴鹿川の源流における生物の生息状況を定期的を確認するため、鈴鹿川等源流の森林づくり協議会等と連携・協働し、現在生息している生物種を調査するとともに、その生息場所、生息数等を把握します。
- ・本市の豊かな水環境を育む基となる森林等を保全し、時代に継承するための取り組みを、市民・地域・事業者などの多様な主体と連携・協働のうえ推進するとともに、森林の持つ公益的機能の向上を図るため、環境林の間伐を進めます。
- ・市内の河川等の水質の状況を把握するため、定期的に水質調査を実施すると

ともに、その結果を広く公表します。

- ・公共工事等において、水質・生物多様性に配慮した水辺整備を実施するとともに、近自然工法を取り入れます。

3) 鈴鹿川等源流域の自然環境と歴史的資源の保全及び活用

- ・鈴鹿川等源流の森林づくり協議会など多様な主体と連携・協働し、源流域の大切さを再認識し、多様な主体でこれを守り育て、地域への愛着を醸成するための取り組みを進めます。
- ・鈴鹿川等源流域における生物の多様性を確保し、その恵沢を将来にわたって享受するため、森林及び農地の保全・活用に関する取り組み等を促進します。
- ・鈴鹿川最上流域の固有の歴史的な資源の保全及び活用に対する意識の醸成を図るため、関連する講座・カリキュラムを開催します。
- ・市民等が自発的に行う源流域の保全等に関する活動を促進するため、必要な情報を適切に提供します。

4) 動植物の保護・管理

- ・広報かめやま、ホームページ等に動植物の保護・管理に関する情報を掲載するとともに、各種イベント等において周知・啓発を行います。
- ・市内に生息する希少水生生物等の保護・増殖を図るとともに、市民活動団体等が行う外来種の駆除を支援します。
- ・有害鳥獣による被害防止を図るため、有害鳥獣の駆除と被害防止に行政と地域関係者が一体となって取り組みます。

「受け取る」

生物多様性の恵みを享受する。

目 標

成果指標 生物多様性の恵みに関連するイベント等に参加した人数等

現状値：2019年度（令和 元年度） ●●人

目標値：2025年度（令和 7年度） ●●人

目標値：2030年度（令和12年度） ●●人

施 策

- 1) 地産地消の促進
- 2) 地域の自然資源の活用

施策内容

- 1) 地産地消の促進

- ・生産地から食卓までの距離を縮めることにより、輸送に必要なエネルギーの削減を図るとともに、市内の農業の活性化をとおして多くの生きものに貴重な生息生育環境を提供している農地を守るため、「その地域でとれたものをその地域で消費する」地産地消を促進します。
- ・亀山産や県内産の食材を多く使用した亀山市独自の学校給食を提供し、地産

地消を推進します。

2) 地域の自然資源の活用

- ・本市の有する豊かな自然資源を活用し、自然を楽しむことのできる場所の提供や自然と交流できる時間づくりを推進します。
- ・豊かな自然を身近に感じられる周辺地域や、古くからのまちなみとともに暮らすことのできる関宿などの魅力を活用したシティプロモーション活動を展開するとともに、移住交流を促進します。

第

6

章

「快適」：快適な生活環境の創造

亀山市一般廃棄物処理基本計画
(生活排水処理基本計画) を含む。



第6章 「快適」：快適な生活環境の創造

(亀山市一般廃棄物処理基本計画(生活排水処理基本計画)を含む。)

私たちは「まち」の中で日々の暮らしを送っています。その「まち」での生活を快適なものにするためには、美しいまちを守るとともに、まちがより美しくなるよう取り組んでいかなければなりません。

また、事業活動による公害の防止・環境負荷の低減の取り組みを重ねるとともに、きれいな水を守っていく必要があります。

本章では、私たちが日々の暮らしを送るまちを美しく住みやすくするために必要な施策について記載しています。

1 「快適」：快適な生活環境の創造について

(1) 位置付け

亀山市一般廃棄物処理基本計画(生活排水処理基本計画)



廃棄物の処理及び清掃に関する法律：第6条

本章では、基本構想における基本目標『「快適」：快適な生活環境の創造』を達成するための取り組み方針に係る目標と施策を記載しています。

また、本章「快適」、第1章「亀山市環境基本計画について」及び亀山市環境

基本計画（資料編）を併せて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の規定に基づく、本市の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（亀山市一般廃棄物処理基本計画（生活排水処理基本計画））として位置付けます。

（2）生活排水処理基本計画に係る生活排水の発生量及び処理量の見込み

処理形態ごとの人口等を踏まえて予測すると、本市における生活排水の総発生量及び総処理量は、2025年度（令和7年度）には●●●●KL、2030年度（令和12年度）には●●●●KLと見込まれます。

	現状 2019年度 (令和元年度)	見込み 2025年度 (令和7年度)	見込み 2030年度 (令和12年度)
農業集落排水	●●●● t	●●●● t	●●●● t
合併・単独浄化槽	●●●● t	●●●● t	●●●● t
し尿	●●●● t	●●●● t	●●●● t
合計	●●●● t	●●●● t	●●●● t

（3）生活排水処理基本計画に係る生活排水の処理主体

本市における生活排水の処理主体は次のとおりです。

処理施設の種類	対象となる生活排水	処理主体
公共下水道	し尿及び生活雑排水	亀山市
農業集落排水	し尿及び生活雑排水	亀山市

合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	設置者
単独処理浄化槽	し尿	設置者
し尿処理施設	し尿及び生活雑排水	亀山市

(4) 生活排水処理基本計画に係る維持管理体制

本市における生活排水に係る維持管理体制は次のとおりです。

処理処分	管理内容	方式	備考
収集運搬等	し尿	許可	許可事業者 4 社
	浄化槽汚泥引抜き	許可	許可事業者 4 社
中間処理	亀山市衛生公苑	直営	運転管理は委託

2 取り組み方針に係る目標と施策

「美しいまちをつくる」

まちの美観を維持・向上する。

目 標

成果指標 環境美化活動への参加自治会数

現状値：2019年度（令和 元年度） ●●自治会

目標値：2025年度（令和 7年度） ●●自治会

目標値：2030年度（令和12年度） ●●自治会

施 策

- 1) 環境美化に関する周知・啓発活動等の実施
- 2) まちの美観の維持・向上への取り組みの推進

施策内容

- 1) 環境美化に関する周知・啓発活動等の実施
- ・広報かめやま、ホームページ等に環境美化に関する情報を掲載するとともに、

各種イベント等において周知・啓発を行います。

- ・ 亀山市地区衛生組織連合会と連携し、街頭啓発活動や環境美化活動表彰を通して、環境美化に関する意識の向上を図ります。

2) まちの美観の維持・向上への取り組みの推進

- ・ 亀山市地区衛生組織連合会と連携した市内一斉清掃の実施や、自治会による道路ふれあい月間における活動をとおして、市内における環境美化の取り組みを進めます。また、地域環境美化の推進のあり方について検討を行います。
- ・ まちの憩いの場である公園・緑地等の維持管理について、市民が身近な公共の場である公園や緑地などの里親となって清掃等のボランティア活動を実施する制度の拡大を図ります。
- ・ 空き地や空き家の雑草等の管理、空き缶や吸い殻等の放棄の防止やふん害の防止等のための取り組みを促進します。
- ・ 景観計画に基づく届出制度により、歴史や自然などの優れた景観の保全を図ります。また、関宿内の伝統的建造物の修理修景を促進し、貴重なまちなみの保存を進めます。

「環境と経済の調和を図る」

環境に配慮した事業活動を促進する。

目 標

成果指標 環境保全協定の締結数

現状値：2019年度（令和元年度） ●●件

目標値：2025年度（令和7年度） ●●件

目標値：2030年度（令和12年度） ●●件

施 策

- 1) 公害の防止
- 2) 環境負荷の低減

施策内容

1) 公害の防止

- ・環境調査（水質調査、大気調査、ダイオキシン類調査、水生生物調査、環境騒音調査及び道路交通振動調査）を行い、環境基準への適合状況等を把握し、生活環境の保全上問題が無いかを確認するとともに、その状況を公表します。
- ・市内の工場や事業所において公害調査を行い、排出基準との適合状況を確認するとともに、必要に応じて工場等に対する指導等を行います。

- ・生活環境の保全に係る公害苦情について原因の追及を行うとともに、必要に応じて原因者に対する指導を行います。
- ・農業経営における農薬や肥料等の適正使用について周知・啓発を行うとともに、畜産排水に係る水質調査を行い、必要に応じて指導等を行います。
- ・市内危険物施設の立入検査を実施することで、危険物の適正な管理・使用・処理に関する指導を行います。

2) 環境負荷の低減

- ・法令等に基づく規制基準等の周知及びその遵守に関する指導を行うとともに、環境保全協定（周辺住民の健康と福祉の向上及び優れた生活環境の保全と豊かな自然環境の継続を図るため、市と主要事業所との間で、法令等の規制を上回る自主的な基準を設定するなどした協定を締結したもの。）の締結を推進します。
- ・農業生産において、環境負荷の少ない環境保全型農業の普及促進を図ります。

「きれいな水を守る」

生活排水対策を推進する。

目 標

成果指標 汚水処理（公共下水道・農業集落排水処理施設・合併浄化槽）人口

普及率

現状値：2019年度（令和元年度） ●●.●%

目標値：2025年度（令和7年度） ●●.●%

目標値：2030年度（令和12年度） ●●.●%

施 策

- 1) 生活排水への意識の向上
- 2) 適切な生活排水処理の促進
- 3) し尿処理施設の整備等に関する検討

施策内容

- 1) 生活排水への意識の向上
 - ・広報かめやま、ホームページ等に生活排水対策や水質保全に関する情報を掲載するとともに、各種イベント等において周知・啓発を行います。

2) 適切な生活排水処理の促進

- ・生活排水を適切に処理することにより、快適な生活環境と健全な水環境を維持するため、三重県における生活排水処理アクションプログラム（三重県生活排水処理施設整備計画）に基づき、公共下水道未普及地域における生活排水処理施設の効率的な整備を推進するとともに、供用済区域での接続率の向上を促進します。また、適切な施設の維持管理を図ります。
- ・農業集落排水処理施設については、供用済地区での接続率の向上を促進するとともに、適正な施設の維持管理及び更新を図ります。
- ・公共下水道処理計画区域及び農業集落排水事業区域以外については、合併浄化槽の設置を促進します。
- ・雨水排水機能の向上のため、計画的な排水路の整備を行うとともに、既設排水路の適切な維持管理を図ります。
- ・し尿処理施設については、引き続き適切な維持管理を行い、適正かつ安定したし尿処理と効率的な操業に取り組みます。

3) し尿処理施設の整備等に関する検討

- ・2031年度（令和13年度）に、現有し尿処理施設の稼働計画最終年度を迎えることから、次期し尿処理施設のあり方についての検討を進めます。
- ・次期し尿処理施設の整備に係る方針等を示した「し尿処理施設整備基本計画」を令和●年度までに策定します。

第

7

章

「循環」：循環型社会の構築

亀山市一般廃棄物処理基本計画
(ごみ処理基本計画) を含む。



第7章 「循環」：循環型社会の構築

(亀山市一般廃棄物処理基本計画(ごみ処理基本計画)を含む。)

人の暮らしからは必ずごみができます。食事を作れば生ごみが、飲み物を飲めば缶、びんやペットボトルが、宅配便を利用すれば段ボールが、電化製品が壊れたら破碎粗大ごみが・・・こうしたごみの量を減らすとともに、資源の有効利用に取り組むことで、環境負荷の少ない、地球にやさしい社会をつくることができます。

また、暮らしから出たごみを、そのまま置いておくわけにはいきません。ごみをきちんと集め、ごみ処理施設等に運び、その種類に応じて適正に処理しなければなりません。

本章では、私たちの暮らしから出るごみを減らす・再使用する・再利用するとともに適切に処理するために必要な施策について記載しています。

1 「循環」：循環型社会の構築について

(1) 位置付け

亀山市一般廃棄物処理基本計画(ごみ処理基本計画)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律：第6条



本章では、基本構想における基本目標『「循環」：循環型社会の構築』を達成するための取り組み方針に係る目標と施策を記載しています。

また、本章「循環」、第1章「亀山市環境基本計画について」及び亀山市環境基本計画（資料編）を併せて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の規定に基づく、本市の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（亀山市一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画））として位置付けます。

（2）ごみ処理基本計画に係るごみの排出量及び処理量の見込み

将来人口推計並びにごみ排出量原単位及び資源化率の予測等を踏まえて予測すると、本市におけるごみの総排出量及び総処理量は、2025年度（令和7年度）には●●●●t、2030年度（令和12年度）には●●●●tと見込まれます。

	現状 2019年度 (令和元年度)	見込み 2025年度 (令和7年度)	見込み 2030年度 (令和12年度)
家庭系ごみ	●●●●t	●●●●t	●●●●t
事業系ごみ	●●●●t	●●●●t	●●●●t
集団回収ごみ	●●●●t	●●●●t	●●●●t
合計	●●●●t	●●●●t	●●●●t

（3）ごみ処理基本計画に係る資源化量及び資源化率の見込み

本市におけるごみの資源化量及び資源化率は、2025年度（令和7年度）

には●●●● t (●. ●%)、2030年度(令和12年度)には●●●● t (●. ●%)と見込まれます。

	現状 2019年度 (令和元年度)	見込み 2025年度 (令和7年度)	見込み 2030年度 (令和12年度)
直接資源化量	●●●● t	●●●● t	●●●● t
施設資源化量	●●●● t	●●●● t	●●●● t
合計	●●●● t	●●●● t	●●●● t
資源化率	●●%	●●%	●●%

(4) ごみ処理基本計画に係る分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分

本市におけるに分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分等は次のとおりです。

ごみの種類	分別の区分
一般ごみ	溶融する(溶かす)ごみ 長さは50cm以下のもの
破砕粗大ごみ	破砕する(細かく砕く)ごみ 金属類を資源化するもの
不燃系資源ごみ	飲料用缶 茶色びん 無色透明びん リターナブルびん その他色びん

可燃系資源ごみ	新聞（チラシを含む） ダンボール 雑誌・本・パンフレット 古布・毛布（綿の白色シャツ・綿シーツ） 飲料用紙パック（500ml以上で中が白色のもの） 雑がみ
ペットボトル・ペットボトルのふた・食品用白色トレイ	ペットボトル・ペットボトルのふた・食品用白色トレイ（発泡スチロール製）
家庭からでる直接持ち込みごみ（収集しないごみ）	引越し、せん定などで発生する多量のごみ 個人による小屋の解体等で発生する建築廃材など 災害（水害・火災等）のがれき バッテリー タイヤ 原付バイク
収集も持ち込みもできないごみ	家電リサイクル法対象品目 販売店や専門事業者等に処理を依頼するもの 回収・リサイクル制度を利用するもの
拠点回収を実施しようとするごみ	使用済小型電子機器

（５）ごみ処理基本計画に係るごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

1) 収集・運搬計画

・収集・運搬の基本的な考え方

市は、生活環境に支障を及ぼすことがないように、市域から排出される家庭系ごみを迅速に収集し、亀山市総合環境センターまで運搬する安全かつ効率的な収集・運搬体制を構築します。

事業系ごみの適切かつ安全な処理を行うため、事業系ごみを事業者自らが亀山市総合環境センターまで運搬できない場合は、一般廃棄物収集運搬許可業者に収集・運搬を委託するものとします。

・収集区域の範囲

市域全域とします。

・収集・運搬の方式

家庭系ごみの収集は、ステーション方式を継続し、ごみ集積所の位置・配置数は施設管理者と調整のうえ、地域の状況を考慮し、適宜見直します。

本市が配置を承諾したごみ集積所に排出された家庭系ごみは、収集日程に基づき、本市が収集し、亀山市総合環境センターへ運搬します(直営または委託)。

・収集・運搬量の見込み

2025年度(令和7年度)及び2030年度(令和12年度)の本市におけるごみの収集・運搬量はそれぞれ次のとおり見込まれます。

	現状 2019年度 (令和元年度)	見込み 2025年度 (令和7年度)	見込み 2030年度 (令和12年度)
--	-------------------------	--------------------------	---------------------------

家庭系 ごみ	収集	●●●● t	●●●● t	●●●● t
	直接搬入	●●●● t	●●●● t	●●●● t
事業系ごみ		●●●● t	●●●● t	●●●● t
合 計		●●●● t	●●●● t	●●●● t

2) 中間処理計画（再生利用を含む）

・中間処理の基本的な考え方

本市の分別区分に基づき中間処理が必要なもの（資源ごみは除く。）として収集し亀山市総合環境センターに運搬されたごみは、処理前に再生利用が可能なものを選別するピックアップ回収を行い、再生利用が可能なものの資源化を図ります。

また、各中間処理工程で処理を行ったごみについても、処理後再生利用が可能なものは分別・回収し、資源化を図ります。

ごみ溶融処理工程では、サーマルリサイクル（廃棄物を焼却する際に発生する熱エネルギーを回収・利用すること）を継続するとともに、スラグ・メタルを資源化します。

最終処分の対象となる溶融飛灰の山元還元による全量再資源化を引き続き行い、最終処分量「ゼロ」を継続します。

・中間処理の方法及び処理量の見込み

2025年度（令和7年度）及び2030年度（令和12年度）の本市にお

ける中間処理の方法別の処理量はそれぞれ次のとおり見込まれます。

処理対象	中間処理の方法	現状 2019年度 (令和元年度)	見込み 2025年度 (令和7年度)	見込み 2030年度 (令和12年度)
一般ごみ・破碎粗大ごみ処理残渣・掘起しごみ・し渣・脱水汚泥・その他溶融処理可能なごみ	ごみ溶融処理施設で、溶融処理を行います。	●●●● t	●●●● t	●●●● t
破碎粗大ごみ (使用済小型電子機器・羽毛製品・有害ごみ・危険ごみを除く。)	破碎粗大ごみ処理施設で、破碎・磁選処理を行います。 若しくは適正処理困難物二軸破碎処理施設で破碎処理を行います。	●●●● t	●●●● t	●●●● t
使用済小型電子機器	破碎粗大ごみからピックアップ回収し、パソコン、携帯電話、高品位品目及び低品位品目等に分類・保管し、再生事業者引き渡します。	—	—	—
羽毛製品	破碎粗大ごみからピックアップ回収し、羽毛の再生事業者引き渡します。	—	—	—
有害ごみ・危険ごみ	水銀含有廃棄物は、専用容器に保管し、資源化・適正処理事業引き渡します。	—	—	—
ペットボトル	ペットボトル圧縮梱包機で処理し、	●●●● t	●●●● t	●●●● t

	再生事業者に引き渡します。			
刈り草	刈り草コンポスト化センターの裁断式破砕機で破砕処理後、堆肥化を行います。	●●●● t	●●●● t	●●●● t
資源ごみ (直接資源化)	収集又は直接搬入されたその他の資源ごみを再生事業者に引き渡します。	—	—	
合 計		●●●● t	●●●● t	●●●● t

・中間処理に伴うエネルギー回収・利用方法

ごみ溶融処理施設における中間処理によって廃熱ボイラーから発生する蒸気を利用して発電し、施設で利用するとともに、余剰電力については売電を行います。

3) 最終処分計画

・最終処分の基本的な考え方

本市のごみ処理工程において唯一最終処分の対象となる、ごみ溶融処理施設で発生する溶融飛灰については、平成22年度以降行っている山元還元方式による資源化処理を継続します。

・最終処分の方法と処分量

発生した溶融飛灰については、全量を資源化し、最終処分量「ゼロ」を継続

します。

- ・最終処分場保管の溶融飛灰の取り扱い

山元還元方式による溶融飛灰の資源化処理以前に発生し、最終処分場に保管されている溶融飛灰は、キレート処理（飛灰に含まれる有害重金属をキレート剤で固定し、重金属が溶出しないように処理するもの）により無害化され、セメント固化した造粒物となっています。

現行の山元還元処理においては、これらの造粒物の多量処理が困難であるとともに、処理コストが高額であるため、最終処分場保管の溶融飛灰については今後の技術動向等を注視しつつ、当面は現行どおりの適正保管を継続します。

同時に、将来発生が予測されている南海トラフ地震等の災害時の資源化処理の継続可能性リスク、最終処分場の残余容量確保等の観点から、山元還元以外の処理方法の検討を進めます。

2 取り組み方針に係る目標と施策

「減らす」

ごみの量を減らす。

目 標

成果指標 1人1日あたりのごみ排出量

現状値：2019年度（令和 元年度） ●●● g／人・日

目標値：2025年度（令和 7年度） ●●● g／人・日

目標値：2030年度（令和12年度） ●●● g／人・日

施 策

- 1) ごみの減量に関する周知・啓発活動等の実施
- 2) ごみの減量に関する取り組みの推進

施策内容

- 1) ごみの減量に関する周知・啓発活動等の実施
・広報かめやま、ホームページ等にごみの減量に関する情報を掲載するととも

に、各種イベント等において周知・啓発を行います。

- ・食を通したごみ減量等に関する取り組みを進めるため、亀山市食生活改善推進協議会と連携して開催する料理教室において、食育を通したごみ減量等に関する啓発を図ります。

2) ごみの減量に関する取り組みの推進

- ・市民目線でごみの減量等に関するアイデア提案や意見交換ができる機会を創出し、協働してごみの減量等に向けた検討を行います。
- ・市民、事業者、行政等が一体となって、食品ロス（食べられる状態であるにもかかわらず廃棄される食品）の削減に向けた取組を進めるための取り組みを推進します。

「再使用する」

繰り返し使う。

目 標

成果指標 公共工事において建設副産物等の再生利用やリサイクル建設資材等の利用を行った工事件数割合

現状値：2019年度（令和 元年度） ●●. ●%

目標値：2025年度（令和 7年度） ●●. ●%

目標値：2030年度（令和12年度） ●●. ●%

施 策

- 1) ごみの再使用に関する周知・啓発活動等の実施
- 2) 公共部門における再使用の推進

施策内容

- 1) ごみの再使用に関する周知・啓発活動等の実施
 - ・広報かめやま、ホームページ等にごみの再使用に関する情報を掲載するとともに、各種イベント等において周知・啓発を行います。
 - ・グリーン購入（製品やサービスを購入する前に必要性を熟考し、環境負荷が

できるだけ小さいものを優先して購入すること)に関する周知・啓発を行うとともに、製品に関する情報提供を行い、グリーン購入の普及促進を図ります。

2) 公共部門における再使用の推進

- ・公共工事における再使用を推進するため、公共工事におけるリサイクル資材等の利用を推進します。
- ・「亀山市グリーン購入方針」に基づき、本市で購入する物品等について、グリーン購入を推進します。

「再利用する」

資源として再び利用する。

目 標

成果指標 ごみの資源化率

現状値：2019年度（令和元年度） ●●. ●%

目標値：2025年度（令和7年度） ●●. ●%

目標値：2030年度（令和12年度） ●●. ●%

成果指標 ごみの最終処分量

現状値：2019年度（令和元年度） 0 t

目標値：2025年度（令和7年度） 0 t

目標値：2030年度（令和12年度） 0 t

施 策

- 1) ごみの再利用に関する周知・啓発活動等の実施
- 2) 資源化の拡大の推進

施策内容

1) ごみの再利用に関する周知・啓発活動等の実施

- ・広報かめやま、ホームページ等にごみの再利用に関する情報を掲載するとともに、各種イベント等において周知・啓発を行います。

2) 資源化の拡大の推進

- ・溶融飛灰の山本還元による全量再資源化により、最終処分量ゼロの取り組みを継続します。
- ・刈り草コンポスト化センターの利用に係る周知を図り、刈り草の堆肥化処理を促進します。
- ・資源の分別収集品目の拡大について検討するとともに、資源物集団回収活動を支援し、リサイクル率の向上を図ります。また、廃食用油のリサイクル（BDF（植物性の廃食用油を原料として精製されるディーゼルエンジン用の燃料）化）を推進します。
- ・家庭から出る生ごみの堆肥化を促進するため、生ごみ処理機の購入を支援し、生ごみの堆肥化を促進します。また、学校などの公共施設においては、生ごみ処理機を設置して堆肥化を推進します。

「適正に処理する」

適正にごみを集めて処理する。

目 標

成果指標 不法投棄されたごみの回収量

現状値：2019年度（令和元年度） ●●. ● t

目標値：2025年度（令和7年度） ●●. ● t

目標値：2030年度（令和12年度） ●●. ● t

施 策

- 1) 不法投棄等の防止に関する取り組みの推進
- 2) ごみの安全・安心で安定的な収集・運搬の実施
- 3) ごみの種別に応じた適正処理の推進
- 4) ごみ処理施設の整備等に関する検討

施策内容

- 1) 不法投棄等の防止に関する取り組みの推進
 - ・広報かめやま、ホームページ等に不法投棄等の防止に関する情報を掲載するとともに、各種イベント等において周知・啓発を行います。
 - ・不法投棄の監視体制を整備することで不法投棄を未然に防止するとともに、

亀山市地区衛生組織連合会等と連携し、不法投棄の早期発見・早期回収を図ります。

2) ごみの安全・安心で安定的な収集・運搬の実施

- ・市が実施する家庭系ごみの収集・運搬について、安全・安心で安定的な運用を継続して実施します。
- ・環境の保全と公衆衛生の向上を図るため、自治会等における塵芥集積施設の設置等を支援します。
- ・塵芥集積施設からの資源物の持ち去り行為を抑制するため、引き続き監視パトロールを実施するとともに、「亀山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」に基づき、厳正に対処します。

3) ごみの種別に応じた適正処理の推進

- ・一般ごみ等の溶融処理、破碎粗大ごみ処理（破碎粗大ごみを破碎した後、磁力により選別資源物と破碎残渣に選別し、選別資源物は資源化、破碎残渣は溶融処理を行います。）、除草作業等により発生した刈り草の堆肥化処理、ペットボトルの圧縮梱包処理等、ごみの種別に応じて、適切な中間処理を行います。
- ・一般ごみ等の溶融処理で発生した溶融飛灰の山元還元による全量再資源化を継続し、環境負荷の少ない最終処分量ゼロのごみ処理を引き続き推進します。
- ・災害廃棄物については、衛生面に考慮した適切な処理を行います。

4) ごみ処理施設の整備等に関する検討

- ・ 2029年度（令和11年度）に、現有ごみ処理施設の稼働計画最終年度を迎えることから、次期ごみ処理施設のあり方についての検討を進めます。
- ・ 次期ごみ処理施設の整備に係る方針等を示した「ごみ処理施設整備基本計画」を令和●年度までに策定します。
- ・ 破碎粗大ごみ処理施設（二軸破碎施設を含む。）については、当面は適切な維持管理を行うことにより、施設の長寿命化を図るとともに、今後の施設整備についての検討を進めます。

第

8

章

「低炭素」：低炭素社会の構築

亀山市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

及び亀山市地域気候変動適応計画を含む。



第8章 「低炭素」：低炭素社会の構築

(亀山市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)及び亀山市地域気候変動適応計画を含む。)

近年の猛暑、大雨の頻度の増加や農産物の品質の低下など、地球温暖化による気候変動の影響は私たちの身近なところで実際に感じられるようになっていきます。

このまま地球温暖化が進めば、こうした影響はますます拡大し、私たちの暮らしは更に多くの、また大きなリスクにさらされることとなります。

こうした事態を緩和するためには、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出抑制が不可欠であるとともに、気候変動による被害を回避・軽減する取り組みが必要です。

本章では、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量を減らすとともに、気候変動の影響に適応するために必要な施策について記載しています。

1 「低炭素」：低炭素社会の構築について

(1) 位置付け

亀山市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)・亀山市気候変動適応計画

地球温暖化対策の推進に関する法律：第21条第3項

気候変動適応法：第12条

本章では、基本構想における基本目標『「低炭素」：低炭素社会の構築』を達成するための取り組み方針に係る目標と施策を記載しています。

また、本章「低炭素」、第1章「亀山市環境基本計画について」、第7章「循環」及び亀山市環境基本計画（資料編）を併せて、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第3項の規定に基づく、本市の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策を定めた計画（亀山市地球温暖化対策実行計画（区域施策編））及び気候変動適応法第12条の規定に基づく、本市の自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する施策の推進を図るための計画（亀山市気候変動適応計画）として位置付けます。

（2）対象とする区域

対象とする区域は、亀山市全域とします。

（3）対象とする温室効果ガス

区域内における温室効果ガス排出量の大部分を占める二酸化炭素を対象とします。

（4）基準年度

パリ協定の趣旨を踏まえ、2013年度（平成25年度）とします。

（5）温室効果ガス（二酸化炭素）排出量の状況、将来推計及び削減目標

2 取り組み方針に係る目標と施策

「減らす」

温室効果ガス（二酸化炭素）の排出量を減らす。

目 標

成果指標 市域における二酸化炭素排出量

現状値：2019年度（令和 元年度） ●千t-CO₂

目標値：2025年度（令和 7年度） ●千t-CO₂（▲●千t-CO₂）

目標値：2030年度（令和12年度） ●千t-CO₂（▲●千t-CO₂）

施 策

- 1) 省資源・省エネルギー行動に関する周知・啓発活動等の実施
- 2) 省資源・省エネルギー行動の促進
- 3) 二酸化炭素の吸収源の保全及び強化
- 4) 低炭素なまちづくりと暮らしの推進
- 5) 公共部門における二酸化炭素排出量削減の取り組みの推進

施策内容

1) 省資源・省エネルギー行動に関する周知・啓発活動等の実施

- ・広報かめやま、ホームページ等に省資源・省エネルギー行動に関する情報を掲載するとともに、各種イベント等において周知・啓発を行います。

2) 省資源・省エネルギー行動の促進

- ・3R（ごみの量を減らす（Reduce）・（繰り返し使う（Reuse）・資源として再び利用する（Recycle））活動の促進を図ります。
- ・グリーン購入の普及促進、公共交通機関の利用促進や環境性能に優れた自動車の普及促進など、省エネルギー行動の促進を図ります。
- ・みどりのカーテンの普及促進により、節電に寄与するとともに、節電意識の向上を図ります。

3) 二酸化炭素の吸収源の保全及び強化

- ・二酸化炭素の吸収源として期待される森林の適切な整備・管理を促進するとともに、市民や事業者が行う里山や竹林の整備や緑化活動を促進します。

4) 低炭素なまちづくりと暮らしの推進

- ・低炭素都市の実現に向け、それぞれの地域の特徴を生かしながら、市民の快適な暮らしを支えられる都市拠点の機能の充実・確保と、公共交通機関の利用促進を一体的に推進します。
- ・防犯灯のLED化など、まちの暮らしの中での省エネルギー化を促進します。

5) 公共部門における二酸化炭素排出量削減の取り組みの推進

- ・「亀山市役所地球温暖化防止対策実行計画」に基づき、公共部門における二酸化炭素排出量の削減に取り組みます。
- ・市が実施するイベント等において、徒歩・自転車利用、パークアンドライド等を促進します。
- ・行政サービスの提供や防災など行政の中心拠点となる新庁舎の設計・建設については、都市機能・防災面に加え、環境への配慮及び再生可能エネルギーの活用も含めた多面的な検討を行います。
- ・環境に配慮した公共施設の建設・設備更新を進めます。

「再生可能エネルギーを活用する」

再生可能エネルギーの導入を促進する。

目 標

成果指標 再生可能エネルギー発電施設の導入件数

現状値：2019年度（令和 元年度） ●件

目標値：2025年度（令和 7年度） ●件

目標値：2030年度（令和12年度） ●件

施 策

- 1) 再生可能エネルギーに関する周知・啓発活動等の実施
- 2) 公共部門における再生可能エネルギーの導入の促進

施策内容

- 1) 再生可能エネルギーに関する周知・啓発活動等の実施
 - ・広報かめやま、ホームページ等に再生可能エネルギーに関する情報を掲載するとともに、各種イベント等において周知・啓発を行います。
- 2) 公共部門における再生可能エネルギーの導入の促進
 - ・公共施設の大規模な改修や新設を行う場合は、再生可能エネルギーの積極的

な導入を図ります。

「適応する」

気候変動の影響による被害を回避・軽減する。

目 標

成果指標 自然災害の軽減・回避に資する事業等の取組面積

現状値：2019年度（令和 元年度） ●. ● h a

目標値：2025年度（令和 7年度） ●. ● h a

目標値：2030年度（令和12年度） ●. ● h a

施 策

- 1) 気候変動の影響への適応
- 2) 自然災害の軽減・回避
- 3) 健康被害の予防

施策内容

- 1) 気候変動の影響への適応
 - ・気候変動の影響が予想される農業等の分野において、農業者に高温耐性品種等に関する情報提供を行い、気候変動の影響への適応を促進します。
 - ・水質、降水、動植物の分布、産業・経済活動等への影響等について、必要に応じて情報発信を行う等により適応を促進します。

2) 自然災害の軽減・回避

- ・「亀山市地域強靱化計画」「亀山市地域防災計画」に基づき、地震、風水害等に対する総合的な防災体制の確立を図ります。
- ・様々な災害時に必要な都市機能を維持することができるよう、公共施設や道路等を含めた都市インフラの強靱化を推進します。
- ・農地や森林が持つ、洪水・土砂崩壊・土壌流出を防止する機能や、降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる水源涵養機能などを確保するため、農地や森林の保全等を促進します。

3) 健康被害の予防

- ・暑熱による健康被害を未然に防止するため、熱中症予防に関する市民への情報提供を積極的に行うとともに、熱中症への対応方法等の周知を行います。
- ・感染症を媒介する動物の分布域の拡大の状況に応じた感染症対策等について、必要に応じて市民への情報提供・注意喚起を行います。

第

9

章

「参画・協働」：参画と協働による推進



第9章 「参画・協働」：参画と協働による推進

環境を守り、創造し、恵み豊かな自然を次の世代に残していくためには、より多くの人や事業者が環境に優しい行動を選択していかなければなりません。

誰もがそうした行動を採っていくためには、まず、環境のことをもっと皆が知り、学ぶ必要があります。

その上で、皆が環境に関する取り組みに参画し、皆が一緒になって環境に関する取り組みを進めていくことが必要です。

本章では、環境に関する教育や学習を進めるとともに、誰もが参加して環境に関する取り組みを進めるために必要な施策について記載しています。

1 「参画・協働」：参画と協働による推進について

(1) 位置付け

本章では、基本構想における基本目標『「参画・協働」：参画と協働による推進』を達成するための取り組み方針に係る目標と施策を記載しています。

2 取り組み方針に係る目標と施策

「学ぶ」

環境教育・環境学習を推進する。

目 標

成果指標 環境に関する講座等への参加人数

現状値：2019年度（令和 元年度） ●人

目標値：2025年度（令和 7年度） ●人

目標値：2030年度（令和12年度） ●人

施 策

- 1) 環境に関する周知・啓発活動等の実施
- 2) 環境教育の推進
- 3) 環境に関する生涯学習の機会の提供

施策内容

- 1) 環境に関する周知・啓発活動等の実施

- ・広報かめやま、ホームページ等に生物多様性に関する情報を掲載するとともに、各種イベント等において周知・啓発を行います。

2) 環境教育の推進

- ・「環境デー」を設け、小学校・幼稚園・保育園において環境学習・啓発・奉仕等体験活動を実施します。
- ・企業との連携により、中学校において環境出前講座を開催するとともに、企業における環境への取り組みを見学・体験することを通じて環境学習を推進します。

3) 環境に関する生涯学習の機会の提供

- ・幅広い世代を対象として、環境をテーマとした講座・カリキュラムを開催し、環境に関する学習機会を提供します。
- ・一般的な内容に留まらない専門的な学習機会を提供するとともに、学びの成果を地域で役立てる仕組みを構築し、学びをとおした地域づくりを促進します。

「みんなを進める」

関係者が協働して取り組む。

目 標

成果指標 審議会での審議回数

現状値：2019年度（令和 元年度） ●回

目標値：2025年度（令和 7年度） ●回

目標値：2030年度（令和12年度） ●回

施 策

1) 多様な主体の参画と協働

施策内容

1) 多様な主体の参画と協働

- ・市民、行政、事業者、学識経験者等、多様な主体により構成される亀山市環境審議会及び亀山市廃棄物減量等推進審議会において、環境に関する審議・検討を行い、環境に関する取り組みを推進します。

亀山市環境基本計画

2021年（令和3年）3月（予定）

三重県亀山市（生活文化部 環境課）

〒519-0166

三重県亀山市布気町442番地

TEL（0595）96-8095

FAX（0595）82-4435

e-mail：kankyo@city.kameyama.mie.jp